

<翻 訳>

G・ラートブルフ：ドイツのキケロー
ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの
「義務について」の翻訳について

鈴木敬夫 訳

Gustav Radbruch: Cicero deutsch.
Zu Johann von Schwarzenbergs
Officien-Übersetzung, 1942

Translator's summary

G. Radbruch: *Cicero in German: On Johann von Schwarzenberg's Translation of De Officiis* [On Duties]

This paper discusses the reasons and true intent behind the German legal scholar Gustav Radbruch's (1878-1949) directly dealing with the issue of "the assassination of tyrants" advocated by the ancient Roman Cicero (Marcus Tullius Cicero, 106-43 BC) in 1942, when the Nazi state was at the pinnacle of its power and the depths of its inhumanity. Radbruch's treatise *Cicero in German: On Johann von Schwarzenberg's Translation of De Officiis* [On Duties] (Cicero deutsch: Zu Johann von Schwarzenbergs Officien - Übersetzung, 1942) makes the following statement, quoting the medieval legal scholar Schwarzenberg: "A tyrant, or a mad dog on the rampage: He who kills them is to be praised and

honored,” and “An assassin closes in on the tyrant who seals the lips and oppresses the spirits of his own advisors.” Underlying these assertions is Cicero’s position and legal theory that the Roman people’s devotion to their homeland and to the preservation of morality and honor are absolute values. Pervading Cicero’s thought is the idea that justice is equivalent to “tolerance,” and that society “must not be tolerant of intolerance that harms the public interest” and of injustice that undermines human dignity and the public good. This essay holds that by addressing the issue of “the assassination of tyrants,” Radbruch advocated a staunchly value-relativist viewpoint, challenging the intolerant with the assertion that “tolerance must not extend to intolerance” (..... nur Nicht Tolelanz gegenüber der Intolelanz). The author recommends that readers refer, in addition to the translated text, to Radbruch’s treatise *Relativism in the Philosophy of Law* (Der Relativismus in der Rechtsphilosophie, 1934).

とりわけテオドール・モムゼン (Theodor Mommsen) の影響によって、キケロー像に影を落とす軽視に対し、今、ますますこの偉大なローマ人は正当に評価されるようになってきたようである。2千年の間、これほど評価され続けたその人が、少し前までキケローに付与されたような、低い価値のままであろうはずがない。こうした洞察によって、ツィーリンスキー (Th. Zielinski) の著書『世紀の変遷におけるキケロー』は、我われのキケロー像の再構築と再評価に、非常に強い影響を及ぼした。この後世に生き続けるキケローの優れた描写を、ここでさらなるエピソードによって補足したいと思う。

中世から現代への転換期¹⁾は、ドイツの歴史で初めて、中間層と下層に精神生活の運動への参加を呼びかける努力が実った時代である。新生

¹⁾ その時代背景について説明するものとして、アンドレアス (W. Andreas) 『宗教改革前のドイツ』 (Deutschland vor der Reformation)、第5版、1948年。

の印刷技術が、精神闘争のあらゆる分野で、時代が抱える問題の議論や、時代精神に支えられた思想のプロパガンダのために使用された。たとえば、帝国改革の先駆者たちは、何よりいわゆる「皇帝ジギスムントの改革」“Reformation Kaiser Sigismund”によって民衆に直接、問いかけた。また、ドイツの法的生活に浸透するローマ法に、民衆は広く普及した大衆的な法律書によって馴染むようになった。人文主義は翻訳によってさらに多くの人びとに、人文主義によって再発見された古代の精神的財産に関心を持たせようと努めた。やがて民衆は教会改革の闘争においても、露骨で悪意に満ちた風刺画に至るまでの、プロパガンダのあらゆる手段を用いた、影響力のあるパンフレットによってだけでなく、民衆の信念形成のため、ドイツ語に翻訳されたキリスト教信仰の原典が厚い信頼のもと、民衆の手に渡ったことによって、決断が促されることになった。もし文字と絵による準備と支援がなかったら、この時代の激しい民衆運動、農民戦争も考えられなかったであろう。しかし、すべてのこれらの運動は、母国語を意識的に形成する活動と結びついていた——なにしろこの時代に、主としてルターによる聖書の翻訳によって、しかしそれだけではなく、我われの共通ドイツ語の書き言葉は生まれたのである。

あらゆるこの民族教育的努力に、この論文で考察する男も参加していた。その男とはすなわち、ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクである。シュヴァルツェンベルクはバンベルク刑事裁判令（1507年）の起草者であり、この法律によって、1532年の皇帝カール5世の刑事裁判令【=カロリナ刑事法典】も生まれたとってよい。一方、民族教育上の使命に何より寄与したのが、シュヴァルツェンベルクによるキケローの哲学書の翻訳だった²⁾。それらの中で、まだ彼の生存中に発表されたのが

²⁾ 翻訳家としてのシュヴァルツェンベルクについて：シェール (W. Scheel) 『シュヴァルツェンベルク』、1905年、288頁以下；ヘルマン (Herrmann) 「シュヴァルツェンベルク」、1841年、48頁以下。さらにエーリク・ヴォルフ (E. Wolf) におけるシュヴァルツェンベルクの美しい特徴描写も参照、『偉大な法思想家』(Große Rechtsdenker)、第2版、1944年、92頁以下。

キケローの『老年について』（1522年）であり、死後に発表されたものには『義務について』（De Officien、1531年）と、自著とキケローの翻訳（「老年について」「友情について」「トゥスクルム荘対談集」）を集めたもの（1534年）があり、後者は“Teutsch Cicero”【＝ドイツのキケロー】というタイトルに統合されている——これは意識的に二重の意味を含めたもので、この本にキケローの著作をドイツ語に訳したものがあるという意味と同時に、自著の著者がドイツのキケローであることが認められるという意味もある。この論文では主に、キケローのすべての哲学書の中で「最も重要であり、かつ影響が最も大きい」³⁾、『義務について』の翻訳について論じたい。この翻訳は大きな反響を呼んだようだ——1531年から1565年までの間に、実に14版を重ねたのである⁴⁾。

すでにこの翻訳の成立史が、シュヴァルツェンベルクの他の翻訳と同様に、本当の「ドイツのキケロー」“deutschen Cicero”を生み出そうとする彼の努力を象徴するものである。この翻訳は、ルター「翻訳に関する書簡」において我われに示されたのと同様の、高い意識と責任感を持った言語活動を示している⁵⁾。シュヴァルツェンベルクはラテン語を解さなかったため、まず自身の助任司祭に原文に忠実な翻訳をさせた後で、その逐語訳に自らがはじめて言語形式を与え、さらにもう一度、その意味の正確さを学識ある人文学者ローレンツ・ペーハイム（Lorenz

3) ツィーリンスキー（Zielinski）『世紀の変遷におけるキケロー』（Cicero im Wandel d. Jh.）、第3版、1912年、66頁。

4) ゲーデッケ（Goedecke）『ドイツ詩史概説』（Grdr. d. Gesch. d. dt. Dichtung.）、第2版、1886年、第2巻、34頁以下。さらにゴットシュート（Gottched）も、シュヴァルツェンベルクの『義務について』の翻訳を賞賛した。

5) シュヴァルツェンベルクの用語については、フォン・キュンスベルク（v. Künßberg）、ザウアーアッカー（Saueracker）『カロリナ刑事法典の語彙』（Wortschatz der P. G. O.）序文、1929年。

Behaim)⁶⁾に確認してもらった。しかし、シュヴァルツェンベルクは「義務について」の翻訳に、自身の言語である「フランケン地方の宮廷ドイツ語」「fränkisch Hofdeutsch」だけでなく、彼の精神も与えた。ケクローの原文には押韻格言詩 (Reimsprüche) が添えられており、その中に中心的な内容が凝縮されている。この押韻格言詩は木版画でわかりやすく表現されている——同じ手法がルター (Luther) によって「単なる言葉と教義によるよりも、肖像や比喩によってより心を動かされる単純な人々のために」と根拠付けられる。そのようにしてケクローの著書は、新たなスタイルのドイツの知的創作物、当時に普及した押韻詩絵本 (Reim-Bilderbuch) の中心となり、例のすぐに拡大するも今日では完全に消滅した、エンブレム・ブック (Emblemata-Literatur) の先駆となる。これもやはり、法学と関係の深い一人の男、すなわち、アンドレーア・アルチャート (Andreas Alciatus) によって確立されたものだった (1531年)。さまざまな芸術形態の自己充足性 (Selbstgenügsamkeit) と固有法則性 (Eigengesetzlichkeit) という美学的原則は当時、まだ通用していなかった。絵や比喩、シンボルを読むことに、今日の我われよりもはるかに長けていた人びとのために、この教育画は今日の言葉の役割を引き受け、逆に書き言葉の助けを借りた。シュヴァルツェンベルクの『義務について』は、当時の優れた挿絵芸術の最高峰の一つと評価されている。木版はその大半が、数々のその他のアウクスブルク印刷の挿絵も手掛けた、特にペトラルカ (Petrarca) の「順逆両境への対処法」(Von Arznei beider Glück, des guten und des widerwärtigen) の、一人のマイスターの手によるものである⁷⁾。この“ペトラルカ・マイスター” (Petrarca-

⁶⁾ ベーハイムの問題のある性格は、チェーザレ・ボルジア (Cesare Borgia) が彼に手紙で問い合わせた犯罪の手法に関する質問によって明らかになる；アンドレアス (Andreas) 『宗教改革前のドイツ』 (Deutschland vor der Reformation)、第5版、1948年、606頁参照。

⁷⁾ ムスパー (Th. Musper) 『ペトラルカ・マイスターの木版画』 (Die Hzschn des Petrarcameister, 1927年；『義務について』の木版画については29頁、L117。

Meister) はハンス・ヴァイディッツ (Hans Weiditz) と同一人物とみなされ⁸⁾、詳細な調査で、彼の木版とペトラルカの原文との関係、さらに編纂者としてのゼバステイアン・ブラント (Sebastian Brant) の「挿絵に対する企画・指示」との関係が解明されている⁹⁾。それによると、ヴァイディッツはペトラルカの原文を読んだことがなく、ヴァイディッツへの挿絵の依頼はそのつど、ゼバステイアン・ブラントが行い、ブラントが絵のアイデアだけでなく、具象化に対して細部に至るまで指示を出していたことはまず間違いない。シュヴァルツェンベルクとその挿絵画家との関係も、似たものだったと推測されるが、ひょっとすると、もっと支配的だったかもしれない。というのも、なにしろローレンツ・ベーハイム (Lorenz Behaim) は、作家シュヴァルツェンベルクのことを時折、“dictator noster”【=我らが独裁者】と呼んでいるためである¹⁰⁾。ただし、木版の一部はペトラルカの本から『義務について』にそのまま転用された。その結果、挿絵と押韻格言詩には正しく合致していないものもあり、たとえばペトラルカの本で記憶とその補助的な記憶術の手段を説明する絵が、『義務について』では職業選択の挿絵に使われるはめになっている¹¹⁾。『義務について』の翻訳でシュヴァルツェンベルクが手掛けたものは絵と押韻格言詩だけでなく、本文中に自ら付記も行っており、この付記は編纂者によって括弧に入れられ、付記の前に“g” (Glosse【=注釈】)、最後に“t” (Text【=本文】) という記号が付された。これらの付記は、その一部は短い語義説明や意味の明確化であるが、一部では原文の思想への同意表明や、当時の現実への適用も行われている。たとえば、

⁸⁾ レッティンガー (H. Roettinger) 『ハンス・ヴァイディッツ・ペトラルカ・マイスター』 (Hans Weiditz, der Petrarcameister)、『ドイツ美術史研究』 (Studien z. Dt. Kunstgesch.)、第50号、1904年。

⁹⁾ フレンガー (Fraenger) 『古ドイツ語絵本』 (Altdeutsches Bilderbuch)、《ハンス・ヴァイディッツとゼバステイアン・ブラント》 (H. Weiditz und Seb. Brant)、1930年。

¹⁰⁾ ヘルマン 51頁、シェール 291頁、脚注2。

¹¹⁾ ムスパーの目録、70番；29頁、L117および図版7参照。

シュヴァルツェンベルクはその付記の中で、自身の著作¹²⁾で自らが開始した闘い、すなわち飲酒癖 (25 頁参照)、盗賊騎士 (53 頁参照)、暴利 (63 頁) との闘いのほか、何より「拝金主義の裁判官」“Taschenrichter”¹³⁾ との闘い (48 頁、59 頁) を継続する——「全能の神よ、願わくば我が我らのキリスト教的統治において、金によって正義に反する行動をなすような有害極まりない人間から慈悲深く守られ、解放されますように」。このシュヴァルツェンベルクのすべての付記、押韻格言詩、挿絵、注釈、特にシュヴァルツェンベルクがキケローの翻訳に予断なく被せた彼の時代のドイツ語の衣装が、たとえばズェルリーンがウルム大聖堂の内陣席に彫り上げたようなキケロー像を生み出した¹⁴⁾。シュヴァルツェンベルクの挿絵画家もキケローの印象はまったく同じだったようで、ひげを蓄えた、ほとんどファウスト的な、中世の学者の衣装に身を包み、ピレッタをかぶり、毛皮の付いたシャウベをまとった姿となっている¹⁵⁾。

シュヴァルツェンベルクはキケローで、キケロー自身がギリシャの思想家に対して成し遂げたことを繰り返した。すなわち、キケローが自らの模範とするギリシャの思想をラテン語化したように、キケローをドイツ語化したのである。キケローはこれを多くの場合、まさにギリシャの哲学用語をラテン語に移し替えた言葉によって行った。たとえば、ギリシャ語の“kalon 【=美】”はラテン語の“honestum 【=名誉あること、徳性、高潔さ、立派さ】”に翻訳された——シュヴァルツェンベルクはこの語を“Ehrbarkeit” (すなわち“Ehrenhaftigkeit” 【=名誉あること】) と訳す。

¹²⁾ シュヴァルツェンベルクの著作については、ナードラー (Nadler) 『ドイツ民族文学史』 (Lit.-Gesch. d. dt. Volkes)、第1巻、1939年、288頁以下も参照。

¹³⁾ 「拝金主義の裁判官」については、コーラー&シェール版バンベルゲンシスの木版画と格言詩、1902年、LIX頁を参照。

¹⁴⁾ デヒオ (Dehio) 『ドイツ美術史』 (Gesch. d. dt. Kunst)、第2巻、第4版、1930年、図版483；ユリス・バウム (Julius Baum) 『ウルム大聖堂の芸術』 (Ulmer Kunst)、1991年、95頁；Zielinski (ツィーリンスキー)、194頁以下も参照。

¹⁵⁾ キケローの挿絵：ムスパー (Musper)、488番、497番、527番、541番、563番、564番。Nadler (ナードラー)、上掲書に複写。

もしも道德の基本概念が、後に行われたように“Sitte”【=習俗】から（“Sittlichkeit”【=人倫】として）導き出されず、「名誉」から導き出されていたら、すなわち、キケローがギリシャの美を、あらゆる倫理的評価の原点としてのローマの名誉に置き換えたとき、実際に踏み出したような決定的な一歩を踏み出していたら、後世の倫理的評価に対して計り知れない重要性を持ったことだろう。しかし、キケローは翻訳における言葉の選択によってだけでなく、ギリシャ哲学をローマの精神に適合させ、ギリシャ思想の再現を、独自のローマ思想とも結びつけた——これがキケローの偉大かつ独創的な業績である。まさにこの、キケローがローマ的かつ独創的である点に、シュヴァルツェンベルクの関心も惹きつけられるように見える——ルターのキケローへの愛好も、ここを起点とする。ルター曰く、キケローは「自分の事がらをまじめに書きしるし、ギリシャ人のようなやり方で玩ぶことはなかった（*lusit et graecissavit*）」¹⁶。ヘレニズム哲学にとって理想的な人物はあらゆる重要な営みから、何より国事からも目を背ける賢者だったが、キケローは倫理の行為への、さらに国家への、決定的な方向転換を図る。すなわち、“*virtutis enim laus omnis in actione consistit*”【=徳への賞賛は、すべて行為のうちに存するからである】とキケローは述べ（『義務について』*de off.*以下略、1巻6章19節）、さらに“*ea autem actio in hominum commodis tuendis maxime cernitur*”【=行為は人びとの利益が守られるときに最も明瞭にみとめられる】と記す（『義務について』1巻43章153節）。人間はしかし、社会的な存在であり、単に必要に迫られて社会情勢に参加するのではなく、むしろ（ミツバチの群れの中のミツバチのように）“*natura congregati*”【=集団をなす本性がある】のである（『義務について』1巻44章157節）——「というのも人間の本性は孤独から逃れ、共同体や社会を求める傾向にある」（『国家について』*de rep.*以下略、1巻25

¹⁶ Reinhard Buchwald（ラインハルト・ブーフヴァルト）『対話におけるルター』（*Luther im Gespräch*）、1938年、186頁。

章 40 節)¹⁷⁾。もし、多くの者が(エピクロスの“lathe biosas”【=隠れて生きよ】に従って) 国事にやむを得ず参加すると考えるならば、それはキケローにとっては「生活共同体からの脱走」であり(“deserunt vitae societatem”、『義務について』1巻9章29節)、彼らにとって賞賛に値しないばかりか、不名誉になることである(『義務について』1巻21章71節)。しかし、すべての社会的関係の中で、国家形態の中で各人に与えられている関係ほど重大なもの、大切なものはない。我われにとって親は大切、子供は大切、親戚、家人は大切であるが、あらゆる人に対するあらゆる親愛を、祖国はそれ自身に内包している——よき者の中に、祖国に役立つために、甘んじて死を受けない者があるだろうか(『義務について』1巻17章57節)。キケローは国家生活への積極的な参加を、存在の最も深い位置に根付かせる——というのも、これが彼の著作『国家について』がクライマックスに達する、かの偉大な宇宙的ヴィジョン、「スキピオの夢」“somnia Scipionis”の基調をなしている¹⁸⁾。「祖国を守り、助け、繁栄させたすべての者には、天界において特別な場所が確保されており、そこで彼らは至福の者として永遠の生を享受する。というのは、全世界を支配する最高の神にとって、国家と呼ばれる、集合体であり法秩序によって結ばれた共同体よりも、その御心にかなうものは、地上にはないからである。国家の番人と管理者は、ここから出発し、ここに帰るのだ(13章13節)。この国家に対する献身は、人の義務(virtus【=徳】)であり、功名心ではない——宇宙における我われの地球のちっぽけさと時間の果てしなさは、我われに名声の空虚さを教えてくれるのだ(19章；23章)。

¹⁷⁾ シュヴァルツェンベルク『義務について』、37頁、挿絵はフレンガー(Fraenger)、図版58、123頁：ミツパチは共同体の人々を象徴、鳥籠の中のカササギは変人を象徴。

¹⁸⁾ シュヴァルツェンベルクの「悲嘆の慰め」(Kummertrost)と類似点がある。シェール(W. Scheel)編『16～17世紀ドイツ文学作品復刻版』(Neudrucke dt. Werke d. 16. u. 17. Jh.)第216号、55頁。ブルクハルト(Burckhardt)『ルネッサンスⅡ』(RenaissanceⅡ)第10版、1908年、285頁以下も参照。

共同体生活への参加の呼びかけは、シュヴァルツェンベルクの著作全体の関心事でもある。なにしろ彼の時代は、民衆の幅広い集団における意識的な政治生活の目覚めによって特徴づけられる。一方の人々が帝国の改革に努めれば、他方の人々は成立しつつある領邦国家の職務に尽力した。一方の側で騎士が失ったもののために戦えば、他方の側では都市共和国の市民に誇り高い自尊心が息づき、抑圧された農民層には不満が充満し、革命の兆しが見えていた。すでに包括的な国家意識も萌芽の段階にあった。すなわち、ヴィンプフェリンク（Wimpheling）やフッテン（Hutten）などの人文主義者が、タキトゥスのゲルマニアから民族の自尊心を引き出し、アリオヴィスト（Ariovist）とアルミニウス（Arminius）がドイツ民族の英雄としてほめ称えられた。しかし、これらすべての生き生きとした政治生活は、宗教闘争によってすぐに葬り去られ、宗教改革の助けによって、かの政治闘争から領邦国家の絶対主義の新たな形が生まれたが、これは市民の国家市民的意識の上に築かれたものではなく、臣下の受動的従順に基づくものだった。そのあまりに短い政治生活の推進に、シュヴァルツェンベルクは複数の役割を果たした。すなわち、生まれ（出自）とその資産によって騎士運動に参加し、最初は聖職にある、後には聖職にない領邦君主の最高官吏として領邦国家の成立に参画し、等族制的な帝国改革の先駆者として帝国統治院のメンバーとなった。しかし、シュヴァルツェンベルクの政治綱領は常に、新たに訴求される「公益」「gemeinen Nutzens」の理念にその基礎を置いている。注目に値するのは、彼の「義務について」の翻訳のいたるところで「公益」「Gemeinnutz」が、「res publica 【=レス・プブリカ、国家】」のドイツ語化に用いられていることである¹⁹⁾。したがって、もともと単なる国事の総体を表していたが、後に主体または実体としての国家そのものを表現するようになった言葉が、国家そのものではなく、国家の理念、使命のみを表現する言

¹⁹⁾ ドイツ法律辞典の“gemein”の項も参照；A V 2a：gemeines gut 【=公共財、“gut”は現在、大文字の“Gut”となっている】=res publica。

葉によって翻訳されるのである。しかし、どの他の翻訳を、シュヴァルトツェンベルクが選択できたであろうか²⁰⁾。マキアヴェリ (Machiavelli) によってはじめて、その今日の意味において用いられた国家という言葉は、ドイツではようやく 17 世紀初頭にゆっくりと定着し始めた。“res publica”の逐語訳である“Gemeinwesen 【= 公共体】”は、17 世紀末期にようやく根付いた²¹⁾。この語は欠けていて当然だった。なぜなら、それが表現すべきものがまだ存在していなかったからである。ドイツでは、都市共同体を別とすれば、国家は存在しておらず、国家の萌芽、皇帝、帝国等族、領邦が存在するにすぎなかった——しかも、そのすべてが相互に国家成立をめぐる争いを展開していた。この産物に国家の名を授与したいと思うなら、今後の発展を見越す必要があっただろう。しかし、そのような未完成の多種多様な産物を一つの共通する、それらすべてを等しく包括する国家の概念に格上げすることは、もっと難しいことだった。

これらの国家の断片による国家成立をめぐる闘争におけるシュヴァルトツェンベルクの企図は、次のように特徴づけられる。都市制度に彼は以前から反感を抱いており——「すべての都市の敵」「都市の妬み屋」と呼ばれていた²²⁾——、騎士運動における主導的立場から退き、成立しつつある領邦国家と等族制に基づく帝国改革のために活動した。シュヴァルトツェンベルクのこの政治姿勢は、キケローのカエサルとの関係に関する彼の解釈に表れている。カエサルは中世の政治的意識にとって、ドイツ皇帝の一番の先任者だった。シュヴァルトツェンベルク自身、まったく歴史的な予断なしに、カエサルのことを「皇帝ユリウス」「Kaiser Julius」と呼んでいる (44 頁)。彼の『義務について』のタイトル画には、中世の甲

²⁰⁾ 以下の内容については、イエリネック (Georg Jellinek) 『一般国家学』(Allg. Staatslehre) 第 5 章 (国家の名称)。

²¹⁾ ドイツ法律辞典の“gemeinwesen”の項【“Gemeinwesen”と現在は大文字で始まっている】。

²²⁾ ゼーガル (Segall) 『帝国ポリツァイ条令』(Reichspolizeiordnungen)、1914 年、78 頁参照。

胄をまとい、冠と笏を身に着けた、協議中の堂々たるカエサルが描かれている（一方、キケローは背景に描かれ、学者部屋に座って書き物をしている）。ギベリン（皇帝派）とゲルフ（教皇派）の間の争いで、前者はカエサルを、後者はキケローを標榜し²³⁾、ギベリンのダンテ（Dante）はカエサルの暗殺者を、イエス・キリストを裏切った者とともに地獄の奥底に落とした。しかし、シュヴァルツェンベルクの立場はまったく異なる。すなわち、キケロー自身がそうしたように、彼もその押韻格言詩の中で「暴君”Tyrannen”カエサルに対して手加減せずに厳しく批判して、「好戦的なユリウスは公益を抑圧した」“Julius in seinem Trutz hat unterdrückt gemeinen Nutz”と述べる（38頁参照；81頁も参照）。しかも、キケローと同様に、シュヴァルツェンベルクもカエサルの暗殺を、次のように肯定している。「暴君と暴れ回る犬——彼らを殺す者は褒め称えられる。」“Tyrannen und ein Hund, der tobt — Wer die ertödt, der wird gelobt”そしてこの詩には強烈な絵が添えられている。「自らの助言者たちの口に錠をおろし、それらの心を抑圧する暴君に、一人の暗殺者がしのび寄る」“einem Tyrannen, der seinen Ratgebern Schlösser vor den Mund gelegt hat und ihre Herzen unter einer Presse hält, nähert sich ein Mörder”（41頁参照、Musper ムスパー 513番）。これはまったく抽象的な暴君への嫌悪かもしれないが、カエサルのドイツ皇帝との関連性がだれにも周知であったことから、また、まさに皇帝マクシミリアンと皇帝カール5世が、自らがそのように関連付けられることを好んだことから²⁴⁾、帝政を横目で見ずにそれを言うことはあり得ないし、それはシュヴァルツェンベルクの帝国等族的、領主国家的な反皇帝の立場から説明されるべきであろう。

シュヴァルツェンベルクはキケローの国家論に、政治家として、同時

²³⁾ ツィーリンスキー、194頁。しかし、グンドルフ（Gundolf）も、『カエサル』（Cäsar）、1924年、73頁以下。

²⁴⁾ グンドルフ『カエサル』、136～137頁、138頁以下。

に倫理学者としても接近するが、キケロー自身も政治家であると同時に道徳家であり、そのことがまさにキケローの思想に高い現実性と生産的な緊張感を与えた。道徳家としてキケローは、道徳的であること、名誉あることに絶対的な価値を認める一方、政治家としては異論を持ち、“rem publicam regi sine injuria non posse”【=国家は不正なしには統治できない】(『国家について』2巻42章69節)、さらに“nulla est tam stulta civitas, quae non injuste imperare malit quam servire juste”【=いかなる国も、正しい奴隷であるよりも不正な支配者であることを望まないほど愚かではない】(『国家について』1巻18章28節)と述べる。しかし、最終的にキケローはこのジレンマを、次の鶴の一声で黙らせる。“est nihil utile quod idem non honestum, nec quia utile honestum, sed quia honestum utile”【=不名誉なことに有益なことはない。また、有益であるから名誉に値するのではなく、名誉に値するから有益なのである】(『義務について』3巻30章110節)——正義に反するものは、見せかけにしか有益でありえない、と。そして、そのようにしてキケローは、対立するように見える二つの原則を合わせ持つ、国家の定義に到達する。“est igitur res publica res populi, populus autem coetus multitudinis juris consensu et utilitatis communione sociatus”【=国家とは国民のものである。しかし、国民とは法についての合意と利益の共有によって結合された民衆の集合である】(『国家について』1巻25章39節)。この「名誉あること」の特定、特に一方では正義、他方では有益性という特定は、シュヴァルツェンベルクを最も強く感動させた——「そしてだれしも何かを、それが最終的に有益であれ、善であれ、真の正義を行うことなく望むような愚行を身に着けるべきでない」(96頁)。シュヴァルツェンベルクの『義務について』の翻訳には、ある木版画が繰り返し現れる。その木版画には4人の目隠しをした愚か者が、鎖でつなぎ合わせた二つの長持〔ながもち〕を何とか引き離そうとしている。その長持の一つには「名誉あること、正義」、もう一つには「有益」と書かれている(40頁、64頁参照)、付随する押韻格言詩は、(やや誤解を生みやすい)次の言葉ではじ

まる：「名誉あることは有益と結びついており、だれも引き離すことはできない」。シュヴァルツェンベルクが「Bambergensis（バンベルゲンシス）【＝バンベルク刑事裁判令】」で、刑罰の目的と程度に関する見解を表明したときに用いた次の文言には、キケローとの関連が指摘される——「正義への愛から、かつ、公共の利益のために」“aus Lieb der Gerechtigkeit und um gemeines Nutz willen”（バンベルゲンシス第125条、カロリナ刑事法典第104条²⁵⁾）。

これがふと口から出た言葉ではなく、熟慮の上での文言であることを証明するために、同時にシュヴァルツェンベルクの翻訳法の例として、ここにキケローの『義務について』の刑法に関する章（1巻25章88節、89節）を彼の言葉で再現したい（22頁）。まず一般的に、寛恕（*clementia*）は「したがって、その結果、厳格な必要最小限の、それがなければ統治が存立しないであろう正義が、公共の利益において欠けない限りにおいて賞賛されるべきである」（*ut adhibeatur rei publicae causa severitas, sine qua administrari civitas non potest*）。そして、シュヴァルツェンベルク版キケローは特に刑法について、次のように述べている。「しかし、すべての拷問や刑罰は、不正（原語は“*contumelia*”【＝侮辱】）なく行うべきであり、刑罰を加える者の利益のためにではなく、公共の利益のために（*ad rei publicae utilitatem*）行うべきである。また、苦痛が罪よりも大きくなることや、同じ罪なのに召喚されて処罰される者とされない者がいることも、防ぐべきである。怒り（*Zorn*）は刑罰で最も禁じられる。怒りにまかせて処罰するとき、（逍遥学派の哲学者が好むところの）過剰と不足の間の中庸（*Mittel*）を保つことはできないであろう。しかし私はやはり、この哲学者たちが、いくつかの事例で怒りを有益である、または自然であると賞賛しなければよかったのと思う。というのはまさに、怒りはあらゆる事柄において避けるべきだからである。したがって、この統治者たちが、怒りによってではなく公正から刑罰や

²⁵⁾ 上記87頁参照。

責め苦を行うことを認める、賞賛に値する規定や法のごとく振る舞うことが望まれる。」この文の前には、審理と様々な刑罰方法の執行を描く木版画が置かれており²⁶⁾、次の格言詩が付されている。「命じられる金銭刑と苦痛刑は、憎しみのない愛を理由とすべきだ。怒りから罪なく処罰する者が、長く復讐なしに容赦されることは滅多にない」(21頁参照)。また、先の文の後ろには(22頁)、次の格言詩が続く。「野生の馬は労働によって調教されると人は言う。同様に、愚かな精神が愚行を働かせる者に、多くの優れた訓練が徳を教える。」しかし、付属する木版画(ペトラルカの本から引用)のこの格言詩との関係は、その中にも騎士が存在することだけである²⁷⁾。

犯罪と刑罰のバランスに関するキケローの言葉は、シュヴァルツェンベルクにとって、自らの精神から語られているようだったに違いない。なにしろ、シュヴァルツェンベルクが後世、称えられるのは、彼の「イタリア刑法の貴重な創造物の明確な理解、すなわち、行為の重さによる刑罰の段階付け」であり、これは「健全な論理力に対しても、生き生きとした道徳的感覚に対しても、非常に有利な証言を行う業績」である²⁸⁾。これに対し、驚くべきは、最後の押韻格言詩における改善思想の強調である。なにしろ、この思想は「バンベルゲンシス」と「カロリナ」ではまったく認められない——というのも、これらの法律において「改善」“Besserung”に言及される箇所では(カロリナ刑事法典第142条、第158条)、法違反者の改善ではなく、不利益もしくは不正の償い、損害賠償、または罰金という意味で使用されているため²⁹⁾。しかしながら、同時代の刑法理論的説明の中では他の刑罰の目的と並んで、改善についても

²⁶⁾ ハイネマン (Heinemann) 『ドイツの過去の裁判官と司法』(Richter u. Rechtspflege i. d. dt. Vergangenheit)、19頁の図版。

²⁷⁾ レッティンガー (Roettinger)、図版12。

²⁸⁾ リヒャルト・シュミット (Richard Schmidt) 『刑事司法の役割』(Aufg. d. StrafRPfl.)、1895年、218頁以下。

²⁹⁾ フォン・ヒッペル (v. Hippel) 『ドイツ刑法』(Dt. Strafr.)、第1巻、1925年、178頁参照。エーリク・ヴォルフ、上掲書、117頁も参照。

言及されている。Gobler（ゴブラー）は預言者 Jeremia（エレミア）の言葉を引用する——「あなたは私を懲らしめられた、主よ、私はそれゆえ、利口で思慮深くなった」。そして Melanchthon（メランヒトン）は、特別予防という刑法の目的を次の言葉で表現している。“fiat melior vel tollatur”【＝改善または除去すること】³⁰⁾。しかし、はるかに重要となるのが、『義務について』の翻訳の、シュヴァルツェンベルクの決まり文句、「公益と正義」“Gemeinnutz und Gerechtigkeit”との関係において前に述べた箇所である。ラテン語の原文からやむを得ずではなく、それどころかキケローの言葉がやんわりと歪曲されており、先に引用した翻訳の最初の文では“severitas”【＝厳格さ】が「厳格な必要最小限の正義」と翻訳されることによって、二つの概念が加筆されている。この厳格さはしたがって二重に、すなわち、正義と必要性に限度を示すものであり、シュヴァルツェンベルクによってそのように本文に挿入された正義に、“res publica”の翻訳として「公共の利益」が対置される。第二文においては、再び意図的な原文の改変において、同じ二つの概念の関連付けが認められる。刑罰を侮辱にさせまいとするキケローの勧告は、中世には、体刑や死刑による当然の名誉剥奪効果を考慮すれば、受け入れがたいものに見えたに違いなかった。それゆえ、シュヴァルツェンベルクは“contumelia”【＝侮辱】³¹⁾を「不正」“Ungerechtigkeit”と翻訳し、ここでも刑法は不正であってはならないという要求が、“rei publicae utilitas”（国家の利益）の翻訳としての「公共の利益」と対置される。シュヴァルツェンベルクの刑法理論に関する今後の解説は、彼の『義務について』の翻訳のこの部分を見捨てることは許されない。

³⁰⁾ ゴブラー（Gobler）について：アベック（Abegg）『刑法史料集』（Arch. d. Krim.-Rechts）、1835年、19頁以下；メランヒトンについて：ヘルムート・マイヤー（Hellmut Mayer）『帝国理念と国家思想』（Reichsidee u. Staatsgedanke）、ピンダー記念論文集（Festgabe für Binder）、1930年、83頁。

³¹⁾ この概念について：モムゼン（Mommsen）『ローマの刑法』（Röm. Strafr.）、1899年、788頁、脚注2。

これに対し、キケローのある別の章はシュヴァルツェンベルクに不快感を与えたが、この部分は今日の我われにも、もしそれを単なる歴史的なものとして理解しようとしなければ、やはり不快感を与えるに違いない。キケローはまったく予断なく有産階級の見地に立つ³²⁾。キケローは財産の均等化を「死罪に値するプロパガンダ」“todeswürdigen Propaganda”と述べる。「これよりひどい害毒があり得るだろうか」（『義務について』2巻21章73節）。そして私有財産を、国家と法の最も深いところに定着させる。キケローは、人間の本性において共同体が根付いたとする自らの想定との矛盾を自覚しつつ、国家と都市の成立は有産階級の、自分の財産を守るという意図に帰せられるとし（同上）、共同のものを共同で使い、個人のもものは個人の所有とすることが、本質的に不可欠な正義の役割と説明する（『義務について』1巻7章20節）。キケローは財産の不平等を、平等の名において守ろうとする無謀な試みをはばからない——だれしものが自分のものを所有することを許されないならば、平等は失われる（『義務について』2巻22章78節）。そしてとうとうキケローは、私有財産の根拠を共同体の利益に置いた。すなわち「というのも、我われが豊かになりたいのは我われ自身のためのみならず、我われの子ども、親類、そして何より国家のためなのである」（『義務について』3巻15章63節）。そのような苦しい論拠には、グラックス兄弟の時代とその再来への不安が尾を引いており、シュヴァルツェンベルクも迫りくる農民戦

³²⁾ キケローへの社会主義的批判については、Vorländer（フォアレンダー）『民族の哲学史』（Volkstüml. Gesch. d. Philosophie）、1921年、67頁以下；Gumplowicz（グムプロヴィッツ）『国家理論の歴史』、1926年、77頁以下参照。フリッツ・シュルツ（Fritz Schulz）は『ローマ法の原理』（Prinzipien d. röm. Rechts）、1934年、146頁で、キケローは“humanitas”【＝フマニタス、人間性】という言葉を主人と奴隷の関係で用いたことはないようだと述べるが、キケローはまさにこの関係に“justitia”【＝正義】という概念を使用した：“etiam adversus infimos justitiam esse servandam; est autem infima condicio et fortuna servorum”【＝最も身分の低い人々に対しても正義は守られなければならない。最も低い身分と境遇にあるのは奴隷である】（『義務について』1巻13章41節）。

争の影の下、彼自身は自分の農民にとって寛大な主人であり、農民戦争後も復讐心を持たなかったにもかかわらず、そのような思想に対してまったく受容できないこともなかったかもしれない。これに対し、キケローにおける有産階級の見地からのもう一つの意見は、シュヴァルツェンベルクには明らかに受け入れがたかったようだ。すなわち、それはキケローの“sordidi quaestus”【=汚れた生業】、もしくはシュヴァルツェンベルクの和らげた翻訳による「隷属的な恥ずべき職業」の教義である。シュヴァルツェンベルクが“sordidi quaestus”【=汚れた生業】を中世の「賤民身分の人々」「unehrlichen Leuten」と同一視する誘惑に屈しなかったことは注目に値する。実際のところ、その生業の範囲ははるかに幅広い人々に及んでいる。キケローは何よりあらゆる賃金労働を、その中に含めているのである（『義務について』1巻42章150節）。シュヴァルツェンベルクはやや苦しませの说明で、キケローの見解の矛盾を、自分の時代の精神によって薄めようとし、その精神は結果的に、ルターのあらゆる職業、そしてあらゆる労働の尊さという教義の中にその決定的な特徴を得た。シュヴァルツェンベルクは自ら付した注釈の中で、これは決して賃金受給者の労働を非難するものではなく、その理性の欠如、より有益な労働に対するその不適格さだけを非難していると説明する。一方で、さらにキケローが、小規模な商売は“sordidus quaestus”【=汚れた生業】であるものの、大規模な商売はこれに該当せず、特に、大規模商人がその利益を最終的に土地の所有に出資し、農業に移行するならば、それは最も品位の高い人間の存在形態であると説明するとき、シュヴァルツェンベルクは全面的にキケローに賛同する：商人は農業に移行することによって、商売に付随する落ち着かない不安と危険な違反を払いのける（46頁参照）。事実、かの時代に商人の第一人者、フッガーはまさにこの道を歩んでいる。我われはこのように、シュヴァルツェンベルクのキケローの教義との関係において、彼の経済的見解も知ることができる——それは農業の時代における大領主の見解である。

シュヴァルツェンベルクのような人物に大きな重要性を認められたキ

ケロー——彼は我われにもまだ、いろいろ言いたいことがあるのではないか？ たとえば、各人の個性によって相違する美しい道徳の発現形態、“decorum”【=適正、礼節】に関する彼の教義によって。もしかすると、キケローの狂信的でない態度、彼の寛容、彼の蓋然論と折衷主義の背景にある懐疑によっても。キケローにあるものを享受し、彼が与えることができないものを彼に求めないならば、我われはキケローに関する終局判決を、モンテスキュー (Montesquieu) の最近、ようやくより幅広く公開されるようになった著作ノート³³⁾にある、次の言葉で言い表すことができる。“Cicéron, selon moi, est un des grands esprits qui aye jamais été: l'âme toujours belle, lorsqu'elle n'étoit pas foible.”【=キケローは、私に言わせれば、かつてないほど偉大な人間の一人である。その心は常に高貴であった。ただし、それが衰弱していないときに限るが。】

訳者注記

キケローの『義務について』は、本邦に多くの先行研究がみられるが、いずれも優れた翻訳、すなわち泉井久之助訳 (岩波文庫、1961)、角南一郎 (現代思潮社古典文庫、1972)、そして今日の『キケロー選集 9』 (岩波書店、1999年) 高橋宏幸訳がそれである。拙訳にさいして照合したものに、高橋宏幸教授が「底本」とした、Winterbottom, M., M. Tulli Ciceronis De Officiis, Oxford, 1994.がある。ただラートブルフの原文はドイツ語とラテン語を駆使して著されているので、併せて、ラテン語版については、M. TVLL CICERONIS SCRIPTA QVAE MANSERVNT OMNIA. FASC. 48 *DE OFFICIIS* QVARTVM RECOGNOVIT C. ATZERT (BSB B. G. TEUBENER VERLAGSGESELLSCHAFT 1971) 及び、ラテン語文とドイツ語文を対訳した文献 Marcus Tullius Cicero De Officiis. Vom pflichtgemäßen Handeln. Lateinisch / Deutsch Übersetzt, kommentiert

³³⁾ モンテスキュー、“Cahiers【=ノート】1716-1755”、パリ、グラッセ刊、1941年、83頁。

und herausgegeben von Heinz Gunermann (Philipp Reclam jun. Stuttgart. 1976) と比較、照合した。とくに、ラートブルフが敢えてラテン語文で記述した箇所についてはできるだけ原文の意味を問い、さらにそのドイツ語文、英文と照合して、文意に則して日本語訳に努めた。

あしがき

— 付 ラートブルフ：「政治的暗殺」(1948) —

ドイツの法哲学者 H. ロットロイトナーは、第三帝国の不法な法治国家を批判した論文「実体的決断主義—ナチズムにおける法哲学の機能について—」(Huber Rottleuthner, Stantieller Dezisionismus — Zur Funktion der Rechtsphilosophie im Nationalsozialismus, 1983)において、G. ラートブルフのドイツにおけるキケロー (Marcus Tullius Cicero, BC106~43.) を注視している。いわく、

「わたくしは 1942 年の ARST Band 35 への寄稿に特に注目したい。それはわたくしの知るかぎりでは、ドイツにおいてナチス時代には出版されたグスタフ・ラートブルフの唯一の論文である。そこで、ラートブルフは歴史的な装いをしながら暴君暗殺の問題を引き合いに出しているだけに、いっそう驚きである。そこにはドイツ化されたキケローがいる。それは、“ドイツのキケロー ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの翻訳について”(Cicero deutsch Zu Johann von Schwarzenbergs Officien-Übersetzung, 1942) という寄稿である。」⁽¹⁾

1942 年、ナチス国家が最も果敢に不法な法治国家を露わにしていた時期に、ラートブルフが歴史的な装いをしながら「暴君暗殺問題」を提起した意味を、今日に生きる我われは如何に受け止め、どう理解すべきであろうか。ドイツはもとより本邦においても、戦前戦後を通じて、ラートブルフの法哲学ないし価値相対主義に関するすぐれた先行研究が多々みられるが、なぜか本訳稿「ドイツのキケロー ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの翻訳について」を正面から取り上げた研究論文を発見することは至難である。どうしてこの論文に手が付けられないまま今に至っているであろうか。それは単にラテン語によるキケロー哲学⁽²⁾を駆使した論文の難解さや、ドイツ中世の政治家、法律家ヨハン・フォ

ン・シュヴァルツェンベルク⁽³⁾が掲げる押韻格言詩と木版画が綾なす法思想が至難であるからだけではないであろう。価値相対主義法哲学の主唱者で知られるラートブルフの「ドイツのキケロー」論は、謎に満ちている⁽⁴⁾。

ただ、論文の「ドイツのキケロー」という主題とその論文の行間に、人びとは、ラートブルフが第三帝国において古代ギリシャの暴君暗殺論が受容され、総統の独裁に抵抗する何らかのアクションが起きるのを期待していたのではないか、はたして如何。結論を先取りして、ラートブルフの戦後の著作「政治的暗殺」(Der politische Mord, 1948)〔翻訳文後掲〕では、「1944年7月20日のヒトラー暗殺計画」が指摘され、そして「暴君と暴れ回る犬―彼らを殺す者は褒め称えられる」を説いたシュヴァルツェンベルクが肯定的に引かれていることを指摘しておきたい⁽⁵⁾。

キケローの「義務について」において、暴君暗殺を推奨した一節がある。キケローは、つぎのように述べている。「実際に時機によっては、たいていの場合ならまず恥ずべきこととみなされることであるが、それが恥ずべきことではないと分かることがある。広く当てはまる一例をあげよう。犯罪の中でも、ただ人を殺すだけではなく親しい人を殺すことより大それた罪がありえようか。それならしかし、ある人が親しい間柄にも拘らず暴君を殺したとすると、この人物は犯罪に関与したことになるであろうか。少なくともローマ国民はそうは思わない。あらゆる輝かしい業績のうちにもそれこそがもっとも美しいと評価する。では、有益性が徳性を打ち負かしたのであるだろうか。そうではない。むしろ徳性が有益性のあとにつき従ったのである。」⁽⁶⁾ また別の箇所では、キケローは、「カエサルはあらゆる神と法を覆した」と非難し、確かにカエサルは「祖国の父」という称号を得てはいるが、むしろ逆に「父殺し Patricida (祖国を破壊させた者)なのだ」と言い切っている⁽⁷⁾。

如上のキケローにとって、いわゆる「暴君暗殺の勧め」の意味するのは、国家の指導者 (moderator rei publica) を自負する彼の指導的な気

概（auctoritas）にはかならない。それは「国民に助言し、市民の間に一致をもたらし、これを維持し、これが失われたときはその回復につとめ、市民の幸福な生活を実現させる」とするものであり、そこには「指導者が市民に対して自己を鏡として示す」姿勢がみられる⁽⁸⁾。この指導者としての自己表示は、自己の正当化ないしは自己の法への確信、すなわち法的意思の妥当性を処罰によって自証し、そうすることによって自然と理性の一致を図るスコラ哲学を礎とする考え方である。キケローの確信のうちに具現されている法は、「正義と公益」を實踐する指標であったといつてよい。当時において、キケローという名は「自由」の象徴的存在であった、といわれる⁽⁹⁾。

では、市民の鏡たることを自負したキケローが、はたして暗殺謀議にどのように関わったであろうか。実際には「キケローは、直接カエサル暗殺の謀議には加わらなかったが、この企みは十分知っていたという解釈が今日有力である。キケローは、M=ブルートゥスを焚きつけたとする節があり、キケローこそがカエサル暗殺の黒幕とも言えないことはない。しかし、首謀者ブルートゥスとカッシウスは、キケローを暗殺の謀議に加えなかったのは事実である。」⁽¹⁰⁾ とはいえ、カエサルが暗殺される前後の様子について詳述したクラス（J.Klass）は「カエサルの遺体から殺害者たちが血に塗れた短刀を抜いたとき、M.ブルートゥスらは“キケロー！”と叫んだとも書き遺されている⁽¹¹⁾。いま、紀元前44年に起きた出来事の信憑性を問うすべはないが、ただ、キケローを「ローマ市民の鏡」として遵奉してなしたM=ブルートゥス等の行為には、まさにローマ市民としての「徳性」に支えられた「有益性」が漲っていたといえまいか。M=ブルートゥスは、キケローの説く「正義」を実現した一人であったといえよう。

このような素描が許されるならば、以下では、本訳稿の行間にみられるキケローの「正義」の観念に導かれて、一定の結論を導きたい。一つは正義を「徳」であり「祖国への献身」とみる立論であり、他は「正義」のうちに「寛恕」の限界をみる正義の観点である。後者は、権力者によ

る国家・公益に悖る行為を「不正」「侮蔑」の「不寛容」とみる立場である。古来の「居上不寛」⁽¹²⁾を説く観点も、現代の「価値相対主義」でも生きていく。

はじめに、キケローが「正義の基盤は信義 (fides) である」⁽¹³⁾と説くその意味を考えよう。『義務において』では、人間存在の共同性が強調されている。「共同性」(communitas) は高貴さを象徴する「徳」の一つであって、この共同性の徳こそが「正義」(Gerechtigkeit) にほかならない。では、その正義の実質はなにか。それは人間本来の「義務」に忠実である「信義」であり、「献身」(pietas) であることとされる⁽¹⁴⁾。まさに A. エヴァリエットがまとめたように、「諸々の義務を超える至高の義務は、国家に対する忠誠にこそ見出さなければならない」ものとなる⁽¹⁵⁾。共同性の徳は、信義や献身を実践することとして展開される。

フランスのギリシャ哲学者グリマル (P. Grimal, 1912-1996) が指摘するように、現に国民の「共同体を私物化する暴君」⁽¹⁶⁾がいるというのに、「共同体から脱出 (deserunt vitae societatem) ないし、人生の同胞関係を放棄しようとする」⁽¹⁷⁾ 都合主義者ないし日和見主義者 (lathe biosas = 隠れて生きる者) は、不名誉な、恥ずべき不徳の輩にほかならない。すべての共同社会において最も重要なものは、国家であり祖国であるとしてキケローはいう。「あらゆる人々が大切に思うそのすべての関係を、祖国がただ一つで包括している。祖国のためなら良識のある者ならだれであろうと、死地に赴くのを躊躇するであろうか。」⁽¹⁸⁾ 「この国家に対する献身こそ、人の義務 (virtus = 徳) である。」⁽¹⁹⁾ キケローは、このように人々の国家生活への積極的な参加を、その存在の最も深いところに根付かせている。

「共同生活への参加の呼びかけは、シュヴァルツェンベルクの著作全体の関心事である」とは、ラートブルフの評価である⁽²⁰⁾。そのシュヴァルツェンベルクは、彼の翻訳書『義務について』で、カエサルを「皇帝ユリウス」と呼び、「好戦的なユリウスは公共の利益を侮辱した」とはつきりと記している⁽²¹⁾。カエサルのなした「公益」(Gemeine Nutz) へ侮

蔑、抑圧に対するシュヴァルツェンベルクの反意は、キケローへの深い信奉と表裏している。シュヴァルツェンベルクは、カエサルに対する抵抗の意思表示を、つぎの格言詩を以て訴えている。「暴君と暴れ回る犬——彼らを殺す者は褒め称えられる」と⁽²²⁾。「暴君と暴れる犬」に対峙する「ローマ国民」のなすべき当為は、祖国への献身にほかならず、それは市民にみられる徳性ないし信義の発露として表れる。徳性に裏打ちされた共同社会での振る舞いこそ、キケローの求めていた「有益であること」であったに違いない⁽²³⁾。

しかし、「道徳的であること」と「名誉であること」に絶対的価値をおき、「名誉に値するからこそ有益である」とするキケローの立場を、ラートブルフは「正義に反するものは、見せかけの有益でしかありえない」(“—was der Gerechtigkeit widerspricht, kann nur einem falschen Scheine noch nützlich sein”)と読み替えている⁽²⁴⁾。そしてラートブルフは、シュヴァルツェンベルクを介してキケローの「国家の定義」を掲げている。「国家とは国民のものである。国民とは〔何らかの方法で集められた人間のあらゆる集合ではなく〕、法についての合意と利益の共有によって結合された民衆の集合である」とした⁽²⁵⁾。ここでは、国家を構成する主体、すなわち国民という主体が共有する意思こそが国家の礎であり、その内実は「法についての合意と利益の共有」であることが明らかにされている。つまり「みせかけの有益」ではない、主体の意思が反映された「正義」が共有されなければならない。ダントレーヴ (A. P. d'Entrèves) は、この共有された「正義」に「正義の尊重」(respect for justice)と「法に対する同意」(consent to law)の二つの意味をこめて、自然法に合致した「真の法」(true law)に解している⁽²⁶⁾。

ついで、正義の実践を「寛恕」にみる立場、すなわちキケローの刑罰論の一面をみてみよう。キケローは処罰の在り方について述べ、いわば「寛恕」(clementia)は、「その結果、厳格な必要最小限度の、それがなければ統治が存立しないであろう正義が、公共の利益に存在する限り称賛されるべきである」(ut adhibeatur rei publicae causa severitas, sine qua

administrari civitas non potest) とする⁽²⁷⁾。この意味は、可罰の限界を寛恕においていることを指す。つまり寛容にも限界があり、ひろく公共の利益を害するような行為に対しては寛容であってはならず、不寛容に処することを是とするという考え方である。換言すれば、寛恕は「国家のためには厳格な態度をもって臨むという条件のもとにおいてのみ」推奨される⁽²⁸⁾。これを承けたシュヴァルツェンベルク版『義務について』では、「すべての処罰は、「不正」(“Ungerechtigkeit”、原語では“contumelia”=侮辱)なく行うべきであり、刑罰を科す権力を有する者の利益のためにはではなく、公益のために(“ad rei publicae utilitatem”=公共の利益のために)行うべきである」と主張する⁽²⁹⁾。シュヴァルツェンベルクはいくども正義に“res publica”の翻訳としての「公共の利益」を対置させ、“contumelia”、つまり人々を蔑ろにすることを「不正」と翻訳し、「不正」であってはならない要求を、さらに“rei publicae utilitas”(国家の利益)の翻訳として「公共の利益」を当てている。人間ないし公益を蔑ろにする不正は、「法についての合意と利益の共有」からみて到底許されない。

さらにシュヴァルツェンベルクは、「自らの助言者たちの口に錠をおろし、それらの心を抑圧する暴君に、一人の暗殺者がしのび寄り」とも掲げている⁽³⁰⁾。この格言詩は、主権者の意思を抑圧する暴君の存在を指摘したもので、キケローの法実践、つまり「不寛容」な暴君に対しては「不寛容」であるべきことを示唆した言辞と読み取れまいか。国家ないし公共の利益のためには許されない「寛恕」の限界、すなわち「不寛容」を以て処すべきことを格言詩のうちに表現したものと解することができるのではないか。「道徳的であること」と「有益であること」の一致こそ、人をして「国家への献身」を決断させるものである。こうしてみると、本訳稿の「ドイツのキケロー」、つまり暴君暗殺問題は、ラートブルフがナチ一党独裁を糾弾した「一不寛容に対してまで寛容であってはならない」(— nur Nicht Toleranz gegenüber der Intoleranz)⁽³¹⁾とする相対主義的立場、不寛容者への挑戦という、言わば闘う相対主義思想と軌を一

にするとと思われる⁽³²⁾。

結びに、本邦におけるシュヴァルツェンベルク研究の権威、若曾根健治教授の論考を引用し、上記「謎」を解き明かす鍵を併記したいと思う。若曾根健治教授は、翻訳書『義務について』の中には、「ユリウス〔カエサル〕は侮って／公共の利益を抑圧した」や「僭主と荒れ狂う犬／それらを殺す者は称賛される」といった韻文を附した挿絵を差しこまれている、として「僭主を殺した場合、殺した人はその罪にさいなまれるであろうか。少なくともローマ国民にとってはそうではないと思われる」と述べたキケロの言説を踏まえて、つぎのように説述している。「有用さ〔ウーティリタース〕は道徳的高貴さ〔ホネスタース〕を打ち負かしたであろうか。いや、決してそうではない。ここでは道徳的な正しさは有用さに続いていた。」といった、「有利だから高貴なものではなく、高貴だからこそ有利」とか、「道徳的に高貴なものこそなにもましてそれ自体のゆえに求められるもの」とあるのは、キケロにとって主題であった。そのさい、「道徳的に高貴なものはそのまま有益」であるのは、「共同の有利性の無視こそまさに自然の理法〔ナートアーラ〕に悖る行為といわなくてはならない。それは不正だから」と語るように、そのことが「自然の理法」(言い換えれば「万民法」〔ユース・ゲンティウム])に適っているからであった。このようにして、「僭主を冒しても自然の理法に反することなく、殺すことさえ高貴な行為」となる。キケロによれば、ホネスタースとウーティリタースとの一致は、「自然の法律」であるのみならず、「神の、また人の法律」の求めるところでもあった⁽³³⁾。

若曾根健治教授の論説は、理性と自然との一致を本旨とするストア哲学的思考において、暴君に抵抗することを「人間の義務」とみるべきとするキケローの思想を示唆していると信ぜられる。キケローの「義務について」が、ひろく人間の義務へと高められている所以であろう。

最後に、ひとこと付言しておきたい。本訳稿においてラートブルフが意図したものはどのようなものか。言論の自由、出版の自由が厳しかったナチの検閲下で記述された論文であるだけに、彼の一節一言に包含さ

れている深い意味を、まさに「歴史的な装い」を被せたラートブルフの訴えを、我われは真摯に説き解さなければならない。この拙い「あとがき」は、訳読しつつ原文の行間から得た訳者の推測にすぎず、謎は解き明かされていない。解明への法哲学的論拠を手繰り寄せることができないまま、ラートブルフのナチ抵抗論文「相对主義の法哲学」(1934)に縋った。併せて玉論、若曾根健治論文の一節も併掲させていただいた。識者の参考に供する。

付 ラートブルフ：政治的暗殺（鈴木敬夫訳）

……G. Radbruch, Der politische Mord (1948) GRGA IX S. 336-338.……

雑誌などで時に複数の意見がぶつかり合うことがあったとしても、それは害になるものではない。ただ、論争が再々抗弁や再々々抗弁を呼んで無限に続くようではいけない。ゆえに編集部は、本例でも今後の事例でも、協調的かつ普遍的な言葉を用いることにする。

この数十年の間に、我々は以下に挙げる3種類の政治的暗殺に遭遇した：

1. 第一は、ヴァイマル共和国におけるエルツベガー (*Erzberger*) やラーテナウ (*Rathenau*) 他多数の者の殺害である。これは言語道断な行為であった。というのも、民主主義は殺人以外にも政敵を排除する合法的な手段を提供しているからである。

2. 次はナチの権力者による政治的または人種的理由に基づく殺人である。この殺人のいまわしさは言を俟たない。無限の権力を有する者は、殺人以外にも対抗者を無力化する手段を有している。

3. 最後が1944年7月20日のヒットラー暗殺未遂事件である。この事件は、ハーモディオス (*Harmodios*) とアリストガイトン (*Aristogaiton*)、ブルータス (*Brutus*) とカエサル (*Cassius*) という構成や伝説上の人物であるウイヘルム・テル (*Wilhelm Tell*) を巡って千年以上続いている。

る「暴君暗殺」の正当化に関する議論の系譜に連なるものであった。バンベルク刑事裁判令の起草者でありカロリナ刑法典の生みの親であるヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルク (Johann von Schwarzenberg) のような穏健な人物でさえ、敢えてつぎのような言葉を用いている：「暴君と暴れ回る犬——彼らを殺す者は褒め称えられる」。

何といても、現在の議論は双方の側がこの3種類をすべて追求したわけではなかったために……つまりストック (Stock) は2番目の例を、またチン (Zinn) は3番目の例を考慮に入れなかったがゆえに方向を誤ったのである。もちろん、今度の刑法典にとって問題となるのは最初に挙げた種類、つまり上述したような民主主義体制下での節度のない言語道断な政治的暗殺のみである。この2人の執筆者の意見は、チンが自らの論説によって見せようとしているほど大きく乖離してはいない。ストックが「人の謀殺の場合に政治的動機を常に情状酌量しようとする精神構造の代弁者として」意見を表明したというのは事実ではない。ストックは、「今後、殺人については政治的動機を優遇理由として絶対に認めないというのであれば、それに諸手を挙げて賛成しなければならない」と明白に述べているし、チン自身もこの文を引用してさえいる。この短文の作成者も、刑法における確信行為者に対する特別な斟酌のための論争はさておき、この論争相手双方に共通する意見には賛同している。彼が確信犯人であることを刑の軽減事由とみなそうとしたことは一度もなかった。というより彼は、これを単に別種の刑、つまり非不名誉罰の根拠であるにすぎないとしていた。確信犯に対しても、配慮のない威嚇的な刑のほか当たり障りのない刑が禁じられないままとなっており、除外にされているのは、応報刑や改善刑のように、確信行為者という異った見解をもつ者ではあるものの、劣等者ではない法違反者に対する懲罰権の倫理的優越性を必要とする刑罰のみである。しかしこの場合、そもそもナチスの総統を確信行為者とみなしてよいかどうかは甚だ疑問である。確信行為者というものは、裁判官の面前でさえ自らの信念をあからさまに公言し、自らに差し迫る運命にはお構いなく、刑事訴訟を盛大な

政治的プロパガンダの最後の手段として利用する機会を逃さない。死を目の当たりにして信念がぐらついたり、思い違いをしていたとか、命令された、非常事態だったなどと主張する者が確信行為者であったためではない。ストックとチンの間の見解の相違は、ストックが政治的動機を優遇理由として考慮しないばかりか、なぜか判定の根拠としても考慮しないことのみ由来する。しかし彼は、……チンは言及せずにはいたことであるが——政治的暗殺を別の言葉で表現すること、すなわち心理的なメルクマールではなく客観的なメルクマールでその特徴を表し、従来の殺人事件、つまり「職務活動遂行中の、または職務活動の遂行を理由とするドイツの公人（恐らく代議士を含む）」の謀殺と同等視することを提案している。もちろん彼のこの表現は、我々から見ればあまりにも限局的である。我々は、テオドール・レッシング（*Theodor Lessing*）のような作家やマクシミリアン・ハーデン（*Maximilian Harden*）のようなジャーナリストに対する政治的殺人を経験しているため、政治的暗殺の詳細な人的区分は不可能であると見ている。

逆に、ヴィースバーデン法曹学会が提案し、チンが是認した「人種的、政治的または宗教的理由によって」なされた殺人という性格付けは、あまりにも広義に捉えすぎているように思える。このように捉えてしまうと、その範疇には *Stock* が反論として挙げた政敵同士の飲食店での殴り合いという事例も含まれることになるだろう。「政治的動機によると称される殺人の場合に行為者の故意を認定するものは、行為者の不寛容性であり、その意思に発現した社会に対する敵意に起因する彼の意思の特別な危険性である」。チンのこの言葉が政治的暗殺に対する刑の加重理由を適切に表しているとするれば、政治的暗殺は政治的理由による殺人としてではなく、むしろ「政治的な不寛容性または悪意による」殺人として、より限局的に範囲を定めなければならない。

こうしたことから、ストック対チンの論争は、対照的な政治的信念・姿勢に関する推論を事実無根であるように思わせる法技術上の意見の相違であることが明白になる。

註

(1) Recht, Rechtsphilosophie und Nationalsozialismus, herausgegeben von Hubert Rottleuthner, ARSP 18 (1983), S. 34; H.ロットロイトナー編『法、法哲学とナチズム』ナチス法理論研究会訳(みすず書房、1987)、53頁。〔Cicero deutsch. Zu Johan von Schwarzenbergs Officien -Übersetzung, in: Elegantieae Juris Criminalis, 2. Aufl. 1950, S. 90-130; Erstveröffentlichung unter dem Titel “Verdeutschter Cicero (zu Johann Schwarzenbergs Officien-Übersetzung)” in: ARSP, Bd. 35 (1942), S. 143-154. GRGA XI 395-405, 702-711〕〔GRGA=Gustav Radbruch Gesamtausgabe XI-XX C. F. Müller Verlag Heidelberg〕

(2) ラートブルフの説くキケロ哲学は、箴言としてその諸著作に散見できるが、論文としては本訳稿のほか、Trauer und Trost um Tullia (1944)があるのみである。

GRGA V S. 16-29; 邦訳「キケロー 悲しみと慰め—愛娘トウリアの死をめぐって」(小堀圭一郎訳)、ラートブルフ著作集第9巻『人と思想』(東京大学出版会、1964) 11頁以下。

(3) ラートブルフのシュヴァルツェンベルク論は、本訳稿のほか、Goethe und Schwarzenberg (Kriminalistische Goestudien 1938 od. 1950?) GRGA IV. S. 278-280.および Schwarzenberg -Bildnisse (1950), GRGA XI S. 430-438.が記されている。

(4) 謎を解き明かすべく訳者は、なんとか日訳を志したものの、ラテン語文献を基軸とするギリシャ哲学やシュヴァルツェンベルクが活躍した中世の法世界に関する知識不足、研究能力の不適が重なって遅々と進まず今日に至った。ラートブルフのナチ批判論『魔笛の刑法』(Das Strafrecht der Zauberflöte, 1946) ※の拙訳(鳳社、1969)からすでに半世紀が経過してしまった。本訳稿は、多くの先人の足跡をたどり、まずキケローの「義務について」(De Officiis.高橋宏幸訳)や「国家について」(De Re Publica.岡道男訳)、すなわち『キケロ選集』8・9(岩波書店、1999)にみられる珠玉の翻訳に導かれて、さらにヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの法思想については、本邦におけるドイツ中世刑事法の第一人者、若曾根健治教授著述「ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルク」(『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』第3章、ミネルヴァ書房、2008)に頼るなど、先学者に負うところが多かった。とくにシュヴァルツェンベルクの手になる翻訳書『キケロの義務について』の検索について、本学の田處博之教授に懇切なるご教示を得ることができた。本稿は、なんとか日本語化につとめたが訳文の体をなしておらず、公にするには一再なからず躊躇を覚える。先行の研究者諸兄の鞭撻を賜りたい。※『魔笛の刑法』は、第二次大戦末期に反ナチ論考として著述され

たが、物資の乏しい当時の出版事情から1946年になって刊行された。Radbruch, Das Strafrecht der Zauberflöte, in: Vom edlen Geiste der Aufklärung, hrsg. von Gustav Radbruch, 1948, S. 23-34; Erstveröffentlichung in: Geistige Welt, 1. Jg. (1946), S. 23-30; zusätzlich: Vor und Nachwort von Gustav Radbruch zu: Vom edlen Geiste der Aufklärung, 1948, S. 7f., 49-51. GRGA IV 283-298, 419-426

(5) Radbruch, Der politische Mord. 1948, GRGA IX S. 336-338.

(6) キケロー「義務について」(高橋宏幸訳)『キケロ選集9』288-289頁。

この点を突いて、キケロがカエサル暗殺を正当化し「暴君放伐」の提唱者とみられたことについて、Walter Laqueur, The Terrorisum Reader: A Historical Anathology, New York; New American Library, 1978, p.8.この核心的な箇所は、Cicero, On Obligation: A new translation Book 3, 19, (Oxford University Press, 2000) P.91; 土屋光芳「独裁政と法の支配」『政経論叢』明治大学政治経済研究所、第85巻第3・4号(2017)167頁、186頁参照。

(7) キケロー「義務について」『選集9』前掲、387頁。カエサルの暗殺を是とするキケロの確信についてグリマルは、その著『キケロ』(Cicéron, 1984)において、つぎのように述べている。「カエサルに対しては、それまでごく自然に愛着を感じていたキケロであったが、……この人物がしだいに『暴君』へと変貌していたことに気がつく。『暴君』とは、すなわち、市民が構成する共同体を私物化し、その唯一の遺産相続人であるかのように振る舞うがゆえに、あらゆる哲学者から蛇蝎のごとく嫌われる化け物にほかならない。『暴君』は人類の共同体から追放されねばならない。」(Le tyran est retranché de la communauté humaine.) さらに「暴君は病的な存在であり、それを治す薬は暗殺にある、というのがキケロの結論であった」とも述べている。グリマルの言説は、キケローが『義務について』で展開した暴君暗殺論の核心をよく言い表している。P. Grimal, Cicéron et les tyrans de Sicile, in Atti del IV Colloquium Tullianum, Palermo, 1979 (Rome, 1980), p.67 et suiv.ピエール・グリマル著『キケロ』高田康成訳(白水社、1994)125頁。

(8) 岡道男「キケロの国家論—その指導者像(2・51)をめぐって」『法制史研究』(法制史学会)34巻1984年、28頁、33頁。

(9) P.グリマル著『キケロ』(前掲)邦訳、118頁。

(10) キケローは、カエサル暗殺を「正義の行為」として「焚きつけた」とされる。角田幸彦著『キケロー』(清水書院、2001)、110頁、119頁。

(11) 角田幸彦著『キケロー』前掲、118頁。(J. Klass, Cicero und Caesar, Berlin 1938)

(12) 『論語』において孔子(BC479)は、「居上不寛。爲禮不敬、臨喪不哀、吾何以觀之哉？」(上に居て寛ならず、礼を無て敬わず、喪に臨みて哀しまず

んば、吾れ何を以て之を觀むや)〔八佾、第三〕という。寛容は支配者ないし執権者の不寛容な政策に対して提起されたものである。これは執権者が思想の自由、言論の自由等を抑圧し、暴政を施すという不寛容なやり方を批判する、東洋古来の言辭である。杜鋼建「寛容的思想と思想的寛容」(寛容の思想と思想の寛容)、鈴木敬夫編訳『現代中国の法治と寛容—国家主義と人権憲政のはざままで』(成文堂、2017) 155頁以下、とくに175頁。

- (13) キケロー「義務について」『選集9』前掲、140頁、141頁；森谷宇一「キケローの〈義務について、de officiis〉への一考究」『東北大学教育学部研究年報』第27号(1979) 30頁。
- (14) P.グリマル著『キケロー』(前掲)邦訳、126頁。
- (15) CICERO A Turbulent life by Anthony Everitt, John Murray Ltd., London. 2001. P.248.; A.エヴァリット著『キケロー もうひとつのローマ史』高田康成訳(白水社、2006) 383頁。
- (16) P.グリマル著『キケロー』(前掲)邦訳、125頁。
- (17) Radbruch, Cicero deutsch, GRGA IX, S. 400.
- (18) キケロー「義務について」『選集9』(前掲) 162頁；Radbruch, ebd.
- (19) キケロー「義務について」『選集9』(前掲) 19章、23章；Radbruch, ebd.；P.グリマル著『キケロー』(前掲) 126頁。
- (20) Radbruch, ebd.
- (21) Radbruch, a. a. O., S. 402.
- (22) Radbruch, ebd.
- (23) もとより“honestum”は、倫理的意味の“noble”あるいは「賞讃に値するもの」であって、“morally good”ないし“honesty”である。したがって“honestum”と「有用」「util」は本質的には矛盾しないといえよう。永野羊之輔「キケローの義務論とカント倫理学…“Tugendpflicht”概念の源流についての一考察」広島大学文学部『紀要』第22巻1号(1963) 170頁、177頁。
- (24) Radbruch, a. a. O., S. 403.
- (25) Radbruch, ebd. ラートブルフは国家の定義について、キケローの原文から「何らかの方法で集められた人間のあらゆる集合ではなく」とする箇所を削除した。
- (26) ダントレーヴは、この経緯を、“consensus juris”、つまり「法の制定」とみて、そこに人間性の一個の発露としての「国家」をみている。Alessandro Passerin d'Entrèves, The Notion of the State, an introduction to political Theory, London, 1967, p.77；ダントレーヴ著『国家とは何か…政治理論序説』石上良平訳(みすず書房、1972) 91頁。
- (27) Radbruch, ebd.
- (28) この箇所を、「国家のためには厳格に望む」という前提「条件」があるこ

とを示唆している。キケロー『義務について』、南角一郎訳（現代思潮社、1974）47頁。

(29) Radbruch, ebd.

(30) Radbruch, a. a. O., S. 402.

(31) Radbruch, Der Relativismus in der Rechtsphilosophie 1934, GRGA III. S. 17. 「法哲学における相対主義」（尾高朝雄訳）、『実定法と自然法』ラートブルフ著作集第4巻（東京大学出版会、1974）、9頁-10頁；鈴木敬夫「価値相対主義小考」、同著『法哲学の基礎』（成文堂、2002）61頁以下参照；比較法的研究として、拙論「国家主義と寛容—中国にみる“敵・味方論”の不寛容を問う」『専修総合科学研究』第24号（2016）、巻頭論文。

(32) 訳者は、別稿で概して次のように記した。シュヴァルトツェンベルクが中世の法制改革に奔走していた当時、領邦国家と等族制に基づく帝国改革を志していた彼は、「都市共同体」から「すべての都市の敵」とまで批判されていた。さらに「バンベルク刑事裁判令」が立法される過程においても、「七人による断罪手続き」など幾多の障害が壁のごとく立ちはだかっていた。このような法改革に躊躇する弊風は、シュヴァルトツェンベルクにとって排除しなければならない「暴君」として映ったに違いない、と。それ故、中世の法改革に障害となったであろう「中世刑事司法の旧弊」に対峙して、シュヴァルトツェンベルクが毅然として立ち向かったのではないかと想像したからである。（「ナチ生成期のエーリック・ヴォルフ」『札幌学院法学』第35巻第2号（2019）81頁）。しかし、シュヴァルトツェンベルクの格言を引き「真実と虚偽とは、互いに相手に向ける論証を通じて正しく識別される」（『ドイツのキケロー』所収）として「七人による宣誓手続きの廃止」を説く若曾根健治著『中世ドイツの刑事裁判—生成と展開—』（多賀出版、1998）等に学んで、そのような想像は凡そ成り立たないことが明らかとなった。137頁以下、423頁以下、464頁以下。従って、本旨を為政の「不寛容者」に対して「居上不寛」とする立場に改める。

(33) 註（4）『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』第3章60頁参照。この間、訳者は若曾根健治教授から貴重な研究文献をいただいた。すなわち、若曾根健治著述、資料「フェーデ通告上状と〈名誉保持告知状〉（1～3）—ヒルデスハイムの事例を中心に—」『熊本法学』第139～141号（2017年3、7、12月）；資料、同「フェーメ裁判の初期史をめぐって（1～2）—13世紀ドルトムントの証書にみる—」『熊本法学』第143～144号（2018年7～11月）；論説、同「ラント平和とフェーメ—1371年カール4世「平和法」を中心に—」『熊本法学』第145号（2019年3月）がそれぞれである。短い期間における多くの、かつ精緻なご研究成果に対して深い敬意を表し、併せてご教導に衷心より感謝申し上げる。（2019.6.16記）